

資料 1 - 4

令和 5 年（2023 年）1 月 26 日（木）
第 1 回市民参加推進審議会

八王子市市民参加条例施行規則

平成20年9月26日

八王子市規則第49号

（趣旨）

第1条 この規則は、八王子市市民参加条例(平成20年八王子市条例第9号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

（公表の方法）

第2条 条例の規定による公表及び公開は、次に掲げる方法のうち1以上の方法により行うものとする。

- (1) 八王子市公告式条例(昭和25年八王子市条例第13号)第2条に規定する掲示場への掲示
- (2) 市が発行する広報紙への掲載
- (3) 市のホームページへの掲載
- (4) 市の施設での閲覧又は配布
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が適当と認める方法

（パブリックコメント手続）

第3条 条例第8条第1項に規定する別に定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 施策の案を作成した趣旨、目的及び背景並びに施策の案の要旨
 - (2) その他必要な資料
- 2 パブリックコメント手続により意見を提出する者は、条例第8条第2項に規定するもののほか、次に掲げる事項を明らかにしなければならない。
- (1) 施策の案の名称
 - (2) 施策の案に対する意見及びその理由
 - (3) 市内に在勤する者にあつては、当該勤務先の名称及び所在地
 - (4) 市内に在学する者にあつては、当該学校の名称及び所在地
 - (5) 市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体にあつては、当該事務所又は事業所の名称及び所在地
- 3 パブリックコメント手続による意見の提出は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行わなければならない。
- (1) 持参
 - (2) 郵便
 - (3) ファクシミリ
 - (4) 電子メール
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が指定する方法

(推進審議会の組織及び運営)

- 第4条 条例第11条第1項に規定する八王子市市民参加推進審議会(以下「推進審議会」という。)に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。
- 2 会長は、会務を総理し、推進審議会を代表する。
 - 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
 - 4 推進審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。
 - 5 推進審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
 - 6 推進審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
 - 7 推進審議会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
 - 8 推進審議会の庶務は、総合経営部広聴課において処理する。
 - 9 前各項に定めるもののほか、推進審議会の運営について必要な事項は、会長が推進審議会に諮って定める。

(運用状況の報告)

- 第5条 市長は、毎年度、条例の運用状況を推進審議会に報告しなければならない。

(委任)

- 第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則(平成25年8月23日規則第40号)

この規則は、平成25年8月26日から施行する。